

国際委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(5)及び定款細則第19条(4)に基づく国際委員会
(以下、委員会という。)は、本規程の定めるところによる。
- 2 委員会は、次の国際交流事業を行う。
 - (1) 海外学術団体との学術研究協力
 - (2) 研究者派遣、研究者招聘
 - (3) その他、必要な国際交流事業
- 3 委員会は、委員若干名で組織する。
 - 2 委員は、正会員の中から常務理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は1期2年とし2期を原則とする。
 - 4 委員長は、理事または代議員の中から常務理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
 - 5 委員長の任期は、理事または代議員の在任期間とする。
 - 6 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐する。
 - 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成14年3月16日より施行する。
- 2 本規程の改正は、平成19年9月17日より施行する。
- 3 本規程の改正は、平成22年6月20日より施行する。
- 4 本規程は、平成23年4月1日より施行する。